

※令和4年3月末で「訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ」及び「訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ」が終了となるため変更しました。

釧路市 訪問型サービス(訪問介護相当) サービスコード表

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅰ	訪問型サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月に つき	
A2	1211	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅱ	訪問型サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349		
A2	1321	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅲ	訪問型サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727		
A2	2411	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅳ	訪問型サービス費 (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)※1月の中で全部で4回まで	268	1回に つき	
A2	2511	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅴ	訪問型サービス費 (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)※1月の中で全部で5回から8回まで	272		
A2	2621	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅵ	訪問型サービス費 (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)※1月の中で全部で9回から12回まで	287		
A2	4001	訪問型サービス(訪問介護相当)初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月に つき
A2	4003	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	
A2	4002	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	1月に つき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算		

※令和4年3月末で「訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ」及び「訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ」が終了となるため変更しました。

釧路市 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に訪問型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅰ	訪問型サービスA費 (Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,058	1月につき
A2	1221	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅱ	訪問型サービスA費 (Ⅱ) 事業対象者・要支援2 (週2回程度)	2,114	
A2	2421	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅲ	訪問型サービスA費 (Ⅲ) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)※1月の中で全部で4回まで	241	1回につき
A2	2521	訪問型サービスA(緩和した基準による)Ⅳ	訪問型サービスA費 (Ⅳ) 事業対象者・要支援2 (週2回程度)※1月の中で全部で5回から8回まで	245	
A2	4011	訪問型サービスA(緩和した基準による)初回加算	初回加算	200単位加算	1月につき
A2	4013	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100
A2	4012	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000加算	

※訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表6001～8002まではA2において共通のサービスコードです。